

## 特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある児童をご家庭で保護、監督している父や母、または父母に代わって児童を養育している方に対し支給される手当です。

### 対象となる児童

20歳未満で、身体または精神に重度障がいまたは中度障がいのある児童

### 支給されない場合

- 1 手当を受けようとする人、対象となる児童が、日本に住んでいない場合
- 2 児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などの施設に入所している場合
- 3 児童が障害を理由として厚生年金など公的年金を受けることができる場合
- 4 手当を受けようとする人の前年の所得が一定額以上ある場合

### 支給額

支給される手当の月額には障害児1人につき1級（重度障がい児）51,100円、  
2級（中度障がい児）34,030円となっています。

### 特別児童扶養手当の支払日

手当は、請求した月の翌月分から支給され、年3回、支給月の前月分までの4か月分が支払われます。

4月期（12月～3月分）	4月11日
8月期（4月～7月分）	8月11日
12月期（8月～11月分）	11月11日

11日が土曜日、  
日曜日にあたる  
ときはその前日

詳しくは牟岐町役場住民福祉課までお問い合わせください。TEL 72-3416

## 住宅の寄付がありました

故森田彪様の御意向で、相続人代表森田様より、住宅を牟岐町に寄付いただきました。  
牟岐町の地域活性化等に有意義に活用させていただきます。

所在地：牟岐町大字河内798-1

